別表第一（第２条第７号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐　震　基　準
（一）	第２条第６号アによるもの	木造	上部構造評点≧１．０ ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること
（二）	第２条第６号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標≧０．６
（三）	第２条第６号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 Is／構造耐震判定指標 Iso≧１．０ ※Iso 算定に用いる用途指標 U は１．０とする
（四）	第２条第６号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 Is／構造耐震判定指標 Iso≧１．０ ※Iso 算定に用いる用途指標 U は１．０とする
（五）	第２条第６号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
（六）	第２条第６号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

注）簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「１．０」を「０．７」と、構造耐震指標 Is の「０．６」を「０．３」と読み替えるものとする。

別表第二（第２条第１０号エ、第１２号ア、第１３号ア関係）

1	（一般財団法人）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第三（第２条第１２号イ関係）

No.	名　称	会　社　名
1	耐震 TB シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェル BOX	ナスラック株式会社
8	J.Pod 耐震シェルター	J.Pod＆耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
１０	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
１１	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
１２	「ウッド・ラック」ルームシェルター ひのき庵	新光産業株式会社
１３	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
１４	シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所

別表第四（第２条第１３号イ関係）

No.	名　称	会　社　名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業

8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっ庫くらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
１０	シェルターユニットバス（ＵＢ）	Ｊ建築システム株式会社
１１	耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ	株式会社安信

別表第五（第４条関係　住宅耐震改修計画策定費補助）

<table>
<tr><td>補助事業の対象となる住宅</td><td colspan="2">次に掲げる要件をいずれも満たす住宅。
１　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅。
（１）　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの
（２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
（３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅。</td></tr>
<tr><td>補助事業の対象となる者</td><td colspan="2">補助事業の対象となる住宅を所有する者。（区分所有のマンションにおいては管理組合）</td></tr>
<tr><td>補助事業の対象となる経費</td><td colspan="2">補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">２／３</td></tr>
<tr><td>補助金の額</td><td>戸建住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は２００，０００円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、３３，０００円を限度とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>その他共同住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は１２０，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、４０，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額を限度とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>マンション</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（居住の用に供する部分に限る。以下この欄において同じ。）を下表に基づき区分し、延べ面積の区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、下表に基づき算出される額に１／３を乗じて得た額を限度とする。
<table>
<tr><td>延べ面積の区分</td><td>交付限度額単価</td></tr>
<tr><td>１，０００㎡以内の部分</td><td>２，４００円／㎡</td></tr>
<tr><td>１，０００㎡を超えて２，０００㎡以内の部分</td><td>１，０００円／㎡</td></tr>
<tr><td>２，０００㎡を超える部分</td><td>７００円／㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2">１　策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。
２　区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数とする。
３　マンションの場合は、補助事業の対象となる住宅の耐震診断の結果に関して、原則、耐震判定委員会による評価を受けていること。</td></tr>
</table>

別表第六（第４条関係　住宅耐震改修工事費補助）

補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件をすべて満たす住宅。 １　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」、「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）。 （１）　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅。
補助事業の対象となる者	戸建住宅、その他共同住宅： 次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）。 １　補助事業の対象となる住宅を所有する者。 ２　所得が１２，０００，０００円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１３，９５０，０００円）以下の者。 マンション： 補助事業の対象となる住宅を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合）。

<table>
<tr><td>補助事業の対象となる経費</td><td colspan="2">補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（ただし、下記のものに限る。）
１　戸建住宅においては総額５００，０００円以上のもの。
２　その他共同住宅においては補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分であって居住の用に供する部分に係る経費。
３　マンションにおいては居住の用に供する部分に係る経費。</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">戸建住宅：４／５
その他共同住宅：４／５
マンション：１／２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助金の額</td><td>戸建住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は１，０００，０００円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。</td></tr>
<tr><td>その他共同住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は４００，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、この事業のうち「簡易耐震改修工事費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。</td></tr>
<tr><td>マンション</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は延べ面積に応じた下表の絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）とする。
<table>
<tr><td>延べ面積の区分</td><td>絶対限度額</td></tr>
<tr><td>１，０００㎡以上５，０００㎡以内</td><td>１０，０００，０００円</td></tr>
<tr><td>５，０００㎡を超え１０，０００㎡以内</td><td>２０，０００，０００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td>１０，０００㎡を超え１５，０００㎡以内</td><td>３０，０００，０００円</td></tr><tr><td>１５，０００㎡超</td><td>４５，０００，０００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2">１　耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。
２　区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。
３　補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること（マンションの場合を除く。）。
４　マンションの場合は、補助事業の対象であることを示すための住宅の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関して、原則、耐震判定委員会による評価を受けていること。</td></tr>
</table>

別表第七（第４条関係　簡易耐震改修工事費補助）

補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件をすべて満たす住宅。 １　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。ただし、マンションを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。)。 （１）　耐震診断の結果、上部構造評点が０．７未満又はIs値が０．３未満のもの （２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」の診断の結果、評点が０．７未満のもの （３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断の結果、評点が０．７未満のもの ２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅。
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人)。 １　補助事業の対象となる住宅を所有する者。 ２　所有者の所得が１２，０００，０００円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１３，９５０，０００円）以下の者。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（ただし、下記のものに限る。)。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。 １　戸建住宅においては総額５００，０００円以上のもの。 ２　その他共同住宅においては補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分であって居住の用に供する部分に係る経費。
補助率	戸建住宅、その他共同住宅：４／５

<table>
<tr><td rowspan="2">補助金の額</td><td>戸建住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は５００，０００円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が０．７以上又はIs値が０．３以上であることが確認できた場合にあっては、３３，０００円（定額）とする。</td></tr>
<tr><td>その他共同住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は２００，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が０．７以上又はIs値が０．３以上であることが確認できた場合にあっては、４０，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額（定額）とする。</td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2">１　耐震改修の結果、上部構造評点が０．７以上若しくはIs値が０．３以上となっていること又は耐震診断の結果、上部構造評点が０．７以上若しくはIs値が０．３以上であることが確認できること。
２　補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</td></tr>
</table>

別表第八（第４条関係　屋根軽量化工事費補助）

補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件をすべて満たす住宅。 １　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。ただし、マンションを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。)。 （１）　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（上部構造評点が０．７以上に限る。） （２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が０．７以上１．０未満のもの （３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が０．７以上１．０未満のもの ２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅。
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人)。 １　補助事業の対象となる住宅を所有する者。 ２　所有者の所得が１２，０００，０００円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１３，９５０，０００円）以下の者。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事に要する経費（ただし、下記のものに限る。)。 １　戸建住宅においては総額５００，０００円以上のもの。 ２　その他共同住宅においては補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分であって居住の用に供する部分に係る経費。
補助率	戸建住宅：定額、その他共同住宅：１／２

<table>
<tr><td rowspan="2">補助金の額</td><td>戸建住宅</td><td>５００，０００円</td></tr>
<tr><td>その他共同住宅</td><td>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は２００，０００円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。</td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2">１　補助事業の対象となる屋根軽量化工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</td></tr>
</table>

別表第九（第４条関係　シェルター型工事費補助）

補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件をすべて満たす住宅。 １　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。)。 （１）　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人)。 １　補助事業の対象となる住宅を所有する者。 ２　所有者の所得が１２，０００，０００円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１３，９５０，０００円）以下の者。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅におけるシェルターの設置工事(シェルター型工事)（総額が１００，０００円以上のものに限る。）に要する経費。
補助率	定額
補助金の額	補助事業の対象となる経費が１００，０００円以上５００，０００円未満の場合は１００，０００円、５００，０００円以上の場合は５００，０００円とする。
その他の事項	－

別表第十（第４条関係　防災ベッド等設置費補助）

補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件をすべて満たす住宅。 １　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１/２未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」、「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）。 （１）　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （２）　平成１２年度から１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの （３）　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を含む。）に加入しているもの又は加入するもの
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）。 １　補助事業の対象となる住宅の居住者。 ２　所得が１２，０００，０００円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１３，９５０，０００円）以下の者。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅に防災ベッド等を設置する工事（総額が１００，０００円以上のものに限る。）に要する経費。
補助率	定額
補助金の額	１００，０００円
その他の事項	－